

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に採用され、B所在の会社C営業所D出張所に配属され、事務職として就労していた。

請求人によれば、入社当時から、平成〇年〇月に請求人が会社C営業所へ転勤となるまで、会社D出張所において上司である所長から日常的にパワーハラスメントを受け、そのためにメンタル不全になったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し、「神経症、不眠症」と診断され、その後、同月〇日にFクリニックに転医し、「心的外傷後ストレス障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした（以下「前回処分」という。）。

請求人は、前回処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官がこれを棄却したので、再審査請求に及んだが、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成27年労第67号事件。以下「前裁決」という）。

今般、請求人は、前回処分と同じ理由で監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長は、既に前回処分により不支給決定した精神障害に係る休業であるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件再審査請求は、前裁決と請求期間を異にする後続請求と認められるところ、当審査会は、既に前裁決において、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないと判断しているところである。

(2) 請求代理人の再審査請求の理由は上記第2 (略) のとおりであるところ、上記判断を覆す新たな主張や資料の提出がない以上、当審査会としても、同判断を変更すべき事情は認められない。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。